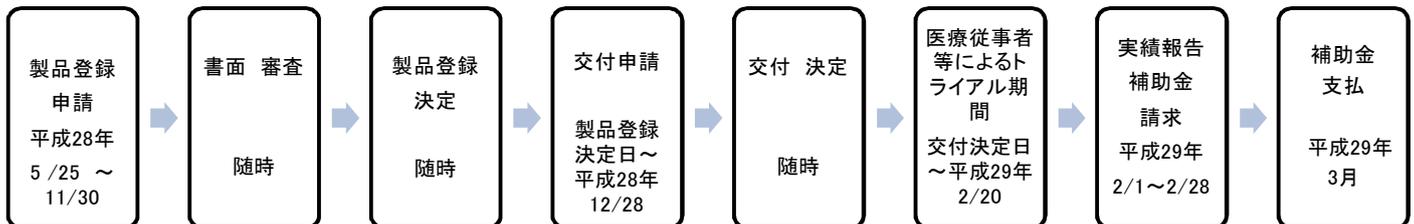


# 医療分野での開発・改良製品 販路開拓トライアル事業

開発・改良した医療機器等<sup>1)</sup>を製造する県内の中小企業者<sup>2)</sup>に対し、販路開拓を促進するため、医療従事者<sup>3)</sup>等へ提供するサンプル<sup>4)</sup>の製造原価<sup>5)</sup>を補助します。

- 【対象企業】 県内に事務所、事業所を有する中小企業者で医療分野において、自ら開発・改良に携わった医療機器等を製造する事業者(OEMを含む)
- 【補助対象機器】 県内に事務所、事業所を有する中小企業者が自ら開発・改良に携わった医療機器等  
※販路開拓トライアル事業にて原価補助の交付を受けた同一医療機器等のサンプルを同一医療機関に提供する場合は補助の対象としません。
- 【補助限度金額】 1企業5万円 (補助率: サンプル製造原価の2/3)  
1施設に対し2セットの提供迄 (医療機器業公正取引協議会ガイドライン)
- 【登録申請期間】 平成28年5月25日(水)～平成28年11月30日(水)
- 【交付申請期間】 製品登録決定日～平成28年12月28日(水)  
※交付決定は申請を受理した順に随時行います。交付申請受付期間中であっても予算がなくなり次第募集を終了しますので、お早めにお申し込みください。

## 【原価補助の流れ】



- 「医療機器等」とは、次の製品で平成21年4月1日以降に開発・改良された次のいずれかの製品(ソフトウェアを除く)  
ア. 医療機器の承認・認証・届出がされており、販売可能な医療機器  
イ. 医療・介護の分野で利用され、雑品として販売可能な製品であり、取扱説明書が作成されている等、安全性が認められるもの。
- 「中小企業者」とは、次の者をいう。  
中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条に定められた中小企業者。
- 医療従事者等とは医師、看護師を含むコメディカルスタッフの事をいう。
- 「サンプル」とはデモンストレーションを目的として、医療従事者等に試用してもらうため、無償で提供(貸与も含む)する医療機器等のことをいう。
- 「製品1個あたりの製造原価」は以下の方法により算出する。  
販売業者に対する販売単価×0.75  
※厚生労働省「平成22年度医薬品・医療機器産業実態調査」より「内資・製造販売業者・単体ベース」の売上原価(75%)を参照

## 【申請・問合せ先】

公益財団法人静岡県産業振興財団 ファルマバレーセンター 事業推進部

〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪1007

Tel: 055-980-6333 Fax: 055-980-6320 E-mail: mail@fuji-pvc.jp

▼申請書類のダウンロード・詳細情報については下記URLを参照ください。

ファルマバレーセンター : <http://www.fuji-pvc.jp/>

公益財団法人静岡県産業振興財団 : <http://www.ric-shizuoka.or.jp/>